

熊本県公報

第 1 1 5 6 1 号
平成 19 年 6 月 13 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... (") 1
- 介護老人保健施設の開設許可..... (") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定..... (") 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認..... (団体支援総室) 2
- 家畜伝染病 (ヨネ病) の発生..... (畜産課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... (") 3
- 保安林の指定施業要件の変更..... (森林保全課) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (") 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... (") 4

公 告

- 定款変更認可..... (農村計画・技術管理課) 4
- 道路の位置指定..... (建築課) 4
- "..... (") 4
- "..... (") 4
- 土地改良区役員の退任..... (農村計画・技術管理課) 5
- 公共測量の終了..... (監理課) 5
- 開発行為工事完了..... (建築課) 5
- "..... (") 5

登 載 依 頼

- 選挙長の事務を行う場所の決定..... (選挙管理委員会) 6
- 選挙分会長の事務を行う場所の決定..... (") 6
- 選挙長及び選挙長職務代理者の選任..... (") 6
- 選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任..... (") 6
- 投票用紙の様式の決定..... (") 6

告 示

熊本県告示第 528 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JA うきうきサービス事業所 宇城市不知火町高良 1851 番地の 4	熊本宇城農業協同組合	平成 19 年 6 月 1 日

熊本県告示第 529 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

JA うきうきサービス事業所 宇城市不知火町高良 1851 番地の 4	熊本宇城農業協同組合	平成 19 年 6 月 1 日
--	------------	-----------------

熊本県告示第 530 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設葵の森 熊本市松尾町近津 1480 番地	社会福祉法人 諒和会	平成 19 年 6 月 4 日

熊本県告示第 531 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
愛郷 熊本市京塚本町 22 番 2 号	愛郷株式会社	平成 19 年 6 月 1 日

熊本県告示第 532 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 15 年 6 月 13 日熊本県告示第 648 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 19 年 6 月 12 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

松島加入区

熊本県告示第 533 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 5 月 29 日	上益城郡甲佐町	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 534 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーセンターはまかぜ 天草市倉岳町宮田 269 番地 1	NPO 法人重宝会	平成 19 年 6 月 4 日

熊本県告示第 535 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
ヘルパーセンターはまかぜ 天草市倉岳町宮田 269 番地 1	NPO 法人重宝会	平成 19 年 6 月 4 日

熊本県告示第 536 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山江村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 537 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
ヘルパーステーションたんぼぼ 玉名郡南関町大字四ツ原 1338 番地	有限会社ホリ	平成 19 年 6 月 1 日

熊本県告示第 538 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
ヘルパーステーションたんぼぼ 玉名郡南関町大字四ツ原 1338 番地	有限会社ホリ	平成 19 年 6 月 1 日

熊本県告示第 539 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
愛郷	愛郷株式会社	平成 19 年 6 月 1 日

熊本市京塚本町 22 番 2 号		
------------------	--	--

熊本県告示第 540 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
愛郷 熊本市京塚本町 22 番 2 号	愛郷株式会社	平成 19 年 6 月 1 日

公 告**熊本県公告第 528 号**

人吉市人吉土地改良区理事長越替長雄から平成 19 年 5 月 17 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 6 月 4 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 529 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市江津一丁目 15 番 6 号
- 2 築造者の氏名 株式会社横田産業
- 3 道路の位置 上益城郡御船町木倉字前田 886 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 29.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 5 月 29 日
- 7 指定番号 上益城景建第 7 号

熊本県公告第 530 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 阿蘇市竹原 462 番地
- 2 築造者の氏名 中山繁一
- 3 道路の位置 阿蘇市西町字下西町 827 番 14
- 4 道路の幅員 4.10 メートルから 4.30 メートルまで
- 5 道路の延長 28.98 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 5 月 30 日
- 7 指定番号 阿蘇企調第 1 号

熊本県公告第 531 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾 2320 番地 14
- 2 築造者の氏名 土山正人
- 3 道路の位置 荒尾市荒尾字稲葉山 3677 番 3、同 3678 番 8、同東屋形三丁目 5 番 4 及び同 5 番 5
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 7.93 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 5 月 31 日

7 指定番号 玉名景建第 9 号

熊本県公告第 532 号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。
平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	上 村 司	球磨郡山江村大字山田丙 510 番地
"	湊 上 憲 男	人吉市下青井町 58 番地の 2
"	園 田 耕 輔	球磨郡錦町大字西 997 番地の 6
"	犬 童 卓一郎	球磨郡あさぎり町上南 2893 番地

熊本県公告第 533 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（白藤・川尻地区道路台帳整備事業）	平成 18 年 8 月 10 日から 平成 19 年 3 月 23 日まで	熊本市白藤・川尻地区

熊本県公告第 534 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市役犬原字豆田 1329 番 4、同 1335 番 3、同 1335 番 6、同 1390 番 3、同 1391 番 2、同 1391 番 3、同 1392 番、同 1393 番 2、同 1393 番 3、同 1396 番 1 の一部及び同 1394 番の一部
3,016.58 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
阿蘇市役犬原 1339 番地
株式会社河津工業

熊本県公告第 535 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1 工区)
合志市野々島字東原 4416 番 9、同字野田原 4580 番 2、同 4581 番 1、同 4581 番 2、同 4581 番 3、同 4582 番 1 及び同 4583 番 1 の一部並びに同 4580 番 1、同 4581 番 4 及び同 4581 番 5
5,682.14 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市竹迫 2140 番地
合志市

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 33 号

平成 19 年 7 月 28 日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙に係る選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会事務局（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、県庁新館多目的 AV 会議室の選挙長の定める場所で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第 34 号

平成 19 年 7 月 28 日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員通常選挙に係る選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会事務局（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）

熊本県選挙管理委員会告示第 35 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 28 日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	岩尾 映二	熊本県熊本市津浦町 37 番 3 号
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	豊永 類子	熊本県熊本市水前寺三丁目 15 番 1 号 1104

熊本県選挙管理委員会告示第 36 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 28 日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員通常選挙における熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

区 分	氏 名	住 所
選 挙 分 会 長	水谷 茂	熊本県熊本市花園七丁目 13 番 17 号
選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	柴田 憲保	熊本県熊本市草葉町 2 番 27 号

熊本県選挙管理委員会告示第 37 号

公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 28 日に任期満了することに伴い執行する参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 19 年 6 月 13 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

1 選挙区選出議員選挙

こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	第 二 十 一 回 参 議 院 選 挙 区 選 出 議 員 通 常 選 挙 投 票
	○ 注 意
	一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く 事 と す。 二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い 事 と す。
	熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印

- 備 考
- 1 規 格 は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
 - 2 紙 の 色 は、薄 い 黄 色 と す る。
 - 3 文 字 は、黒 色 と す る。
 - 4 「熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印」 は 刷 り 込 み と す る。

2 比例代表選出議員選挙

<p>こう ぼしやし めいまた 候補者氏名又 せいとう た は政党その他 せいじ だんたい の政治団体の めいしょうも 名称若しくは りやくしょう 略称</p>	<h2 style="text-align: center;">第二十一回参議院 比例代表選出議員通常選挙投票</h2> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 熊本県選 挙管理委 員会之印 </div>
--	--

- 備 考
- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、白色とする。
 - 3 文字は、赤色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。